

## 「対人援助通訳の実践から」

### 第6回

飯田奈美子

#### 1. はじめに

前回は、コミュニティ通訳の研修についての現状を述べ、企業参入の医療通訳においては、医療コーディネーターや企業においても医療通訳がどのような役割を果たし、どのような研修が必要かなどを述べてもらう必要があるということを書きました。対人援助通訳の普及や育成を考えると、通訳者だけではなく、通訳を利用する専門家（医療者や福祉職、教育職者など）に対する理解を広げていかなくてはならないと考えています。もちろん専門家だけではなく、一般の人々に対して、通訳を必要とする人々がどのような人々で、どのような課題を抱えており、どのようなコミュニケーション支援が必要なのかを知ってもらいたいと思います。今回は、その一歩となる（なってもらいたい）取組をご紹介します。

#### 2. 「臨床社会学」の授業にて

立命館大学の学部で「臨床社会学」という授業を担当しています。この授業では、「共生」をテーマに外国籍住民、ろう者、

セクシャルマイノリティ、難病をかかえる人などさまざまな背景を持つ人々とともに共生していくためにどのような課題があり、どのような臨床社会的介入が必要かについて講義を行っています。授業では、毎回、授業テーマについて学生にリアクションペーパーを提出してもらい、テーマの課題についてどのような臨床社会的介入ができるかの意見をだしてもらっています。毎回、学生から様々な反応が返ってきます。多様な課題を自分にも起こり得る問題、または自分も関わるべき問題として考えどのように対応していくことができるかについて真剣に意見をつづけてくれます。その中で、特に、学生の注目を引いたテーマがありました。

それは、「見えない障害—聴覚障害とコミュニケーション支援—」と題して行った授業です。授業中に、ろう者の男子学生ヒロが大学でノートテイクやパソコンテイクの支援が受けられないことによって、授業内容が5%くらいしか理解できていないという映像を紹介しました。ヒロは、日本で唯一日本手話で用いた授業を行う学校「明

晴学園」の卒業生であり、日本手話と書記日本語を用いることができます。自分たちと同じ大学生であるヒロが障害があるために授業内容がわからず、一人で大学に交渉して学ぶ権利を獲得しようとしている様子に学生たちからも大きな反響がありました。

「もし自分がヒロの隣にいたら、先生の話の重要点のメモを書いて渡します。」「ヒロと一緒に先生や大学に授業改善の要求をします」とヒロの授業支援を積極的に行うという意見から、「小学校から日本手話を学ぶ授業や、少数言語を利用する人々の言語権を考える授業をするべき」という意見もだされました。

ヒロが抱えている問題は、大きくわけて二つあります。一つは、大学において聴者と同じように学ぶ権利を保障されていないこと、もう一つは、ろう者に対しての理解が不足していることです。

一つ目の大学で聴者と同じように学ぶ権利を保障されていないことに関しては、大学はあらゆる努力を行っていかねばなりません。とくに 2016 年から障害者差別解消法が施行されてからは、大学側は障害者に対して「合理的配慮」を行わなければならないとされています。ヒロの場合は、書記日本語を身に付けていることから、授業内容を理解するには、ノートテイクやパソコンテイクの支援があれば大幅に改善ができるでしょう。また、ゼミなどの少数人数で議論をするような授業の場合は、手話通訳が必要になってきます。ノートテイクやパソコンテイクの支援は、トレーニングを行った学生が行うことができますが、手話通訳を付けるとなると、学生ボランティア

アで対応するというわけにはいかず、なかなか通訳支援が行き届かないことが多いです。

二つ目の、ろう者に対する理解が不足している点については、小学生や中学生など早い段階から共生学習をおこなったり、インクルーシブ教育を行う必要があります。障害のある児童生徒も、そうではない児童生徒も同じように教育をうけることで、障害や多様な背景を理解し、助け合うことを学んでいくことができると思います。しかし、現在の学校教育は集団で授業を行い、集団で学校生活を送るように設計されています。

そのため、集団の規律を乱すような存在は排除されてしまう現状があるのです。それは、学校だけではなく、社会全体にある考え方です。集団＝マジョリティの言語、マジョリティの習慣、マジョリティの考え方に合わせることを少数者は求められるのです。

### 3. 言語権を考える

マジョリティの社会に適用させるために、ろう者は、「日本語」をみにつけさせられています。日本の社会で生きていくためには「日本語」の習得はとても必要です。書記日本語ができれば、自分の言いたいこと、考えを表すことができます。そのため、ろう者は多くの時間を費やして書記日本語を身に付けています。

マジョリティは、マイノリティが払う労力を必要とせず、「日本語」を身に付け、使用することができます。そこに不平等があります。では、マジョリティがその不平等に対して、同じように日本手話を学び習

得すればいいとはなりません。もちろん、多くの人々が手話ができるようになり（簡単な会話ぐらいでも）、多くのろう者と手話でコミュニケーションができるようになることはとても望ましいことです。しかし、マイノリティの言語は手話だけではなく、英語以外の外国語、特に中国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語なども入ります。1人の人間が身に付けられる言語はそれほど多くはありません。そうであれば、マイノリティの人たちの自己実現や基本的人権を保障するために、言葉と言葉をつなぐ通訳が必要になるのではないかと考えます。

#### 4. 平等と分配

通訳の受益者は、ろう者や外国人だけではなく、もう一方の聴者や日本語話者も入ります。マイノリティとマジョリティの間に使用する言語には不平等があり、不平等を解決するために通訳を利用することができます。通訳を利用することは、マイノリティにとっては、情報保障や意見表明など言語権の保障の観点から、必要だとかんがえられていますが、それだけでなく、マジョリティにとっても、マイノリティ言語を習得する時間的、経済的コストを減らすことができる有効な手段なのです。

マイノリティとマジョリティが平等に自らの言語を行使することができるようにするために通訳が必要であるという認識が広まってほしいものです。

以上